

議員提出議案第 1 号

ガソリン等の暫定税率の廃止を含めた速やかな見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条及び狭山市議会会議規則第 14 条の規定により、標記のことに
ついて別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 23 日

狭山市議会議長 内 藤 光 雄 様

提出者	狭山市議会議員	土 方 隆 司
賛成者	同	太 田 博 希
	同	福 田 正
	同	町 田 昌 弘
	同	笹 本 英 輔
	同	酒 井 英 男
	同	豊 泉 正 人
	同	加賀谷 勉
	同	広 山 清 志
	同	船 川 秀 子
	同	関 根 弘 樹
	同	大 沢 えみ子
	同	衣 川 千代子
	同	橋 本 亜 矢
	同	菅 野 淳
	同	大 島 政 教
	同	金 子 広 和
	同	田 中 寿 夫
	同	丸 橋 ユ キ
	同	三 浦 和 也
	同	千 葉 良 秋

提案理由

現下の経済状況等に鑑み、国に対して、ガソリン等の暫定税率について廃止を含めた見直しを速やかに行い、ガソリン・軽油価格の引き下げを行うとともに、地方自治体の財政に悪影響を及ぼさないよう減収補填措置を講じることを求めるため、この案を提出するものである。

別紙

ガソリン等の暫定税率の廃止を含めた速やかな見直しを求める意見書

ガソリン・軽油価格の高騰は、家計を圧迫するだけでなく、地域経済や産業にも大きな影響を及ぼしている。自動車は移動手段として生活必需品であり、ガソリン等の価格の高騰は家計負担の増大に加え物流コストの上昇を引き起こし、地域経済の活力を低下させる要因となっている。

いわゆるガソリン税には、現在、販売価格に１リットル当たりガソリン２５．１円、軽油１７．１円の暫定税率が上乘せされており、これを消費者が負担している。この暫定税率は、昭和４９年に道路整備の財源確保を目的に導入された一時的な増税措置であるが、その後、平成２１年に一般財源化された後も、実質的に半世紀にわたり増税措置が継続されており、暫定という名目が形骸化している。

加えて、ガソリン税も含めた価格に消費税がかかるため、消費者に過剰な税負担がのしかかる二重課税の問題も指摘されている。

租税特別措置法及び地方税法には、ガソリンの平均小売価格が３か月連続で１リットル当たり１６０円を上回った場合、揮発油税・地方揮発油税と軽油引取税の当分の間の特例税率（暫定税率）の適用を停止し、本則税率に戻すことができるいわゆる「トリガー条項」が規定されているものの、平成２３年以降凍結されている状況である。

よって、国においては現下の経済状況等に鑑み、物価高から国民生活や経済活動を守るため、ガソリン等の暫定税率については廃止を含めた見直しを速やかに行い、ガソリン・軽油価格の引き下げを行うとともに、地方自治体の財政に悪影響を及ぼさないよう減収補填措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月 日

埼玉県狭山市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣